

通関業務料金 標準額表

次に掲げる料金は、通関業務(関連業務を含む。)に係る料金の標準額を表示しています。

2026年9月1日 改定

(単位:円)

通 関 業 務 の 種 類		単 位	新 料 金
① 輸出(積戻し)申告		1 件	7,400
	少額貨物簡易通関扱	〃	5,300
② 輸入申告	申告納税(予備申告を含む。)	〃	14,800
	少額貨物簡易通関扱	〃	10,800
	賦 課 課 税	〃	13,100
	少額貨物簡易通関扱	〃	9,800
	保税蔵置場蔵出・総合保税地域総保出(加工又 は製造若しくは展示されたものを除く。)	〃	8,800
	少額貨物簡易通関扱	〃	6,400
③ 保税蔵置場蔵入申請		〃	8,800
④ 保 税 工 場 移 入 申 請		〃	8,800
⑤ 保 税 展 示 場 蔵 置 等 承 認 申 請		〃	8,800
⑥ 総 合 保 税 地 域 総 保 入 申 請		〃	8,800
⑦ 輸 入 許 可 前 貨 物 引 取 申 請		〃	6,400
⑧ 外国貨物船(機) 用品積込申告		〃	6,400
⑨ 外国 貨 物 運 送 申 告		〃	6,400
⑩ そ の 他 の 申 告 ・ 申 請 又 は 届		〃	4,000
⑪ 諸申告又は許可承認書写作成		〃	200

(備考)

- (1) ①から⑨までの各種申告、申請の手続料金の対象事務には、これらの申告、申請に先行し、後続し、又はこれを同時に行われる経常的手続(例えば、検査の立会い、免税申告書の作成等)の処を含みます。
なお、②の輸入申告欄の申告納税において、予備申告とは、「予備審査制について」(平成 12 年 3 月 31 日付蔵関第 251 号)における予備申告をいいます。
- (2) 保税工場移出輸入申告及び総合保税地域総保出輸入申告(加工又は製造若しくは展示又は使用されたものに限り。)(については、申告納税、賦課課税の各区分により②の輸入申告の料金を適用します。
- (3) 次に掲げる手続については、少額貨物簡易通関扱の料金を適用します。
イ コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 257 号)第 2 条の規定に基づく積卸コンテナ一覧表の提出
ロ 通関手帳(ATAカルネ)による輸入申告又は輸出申告
- (4) 輸出(積戻し)申告書又は外国貨物船(機)用品積込申告書をもって運送申告書を兼用するときは、運送申告として⑨の運送申告の取扱料金は適用しません。
- (5) ⑩の「その他の申告、申請又は届」に関する料金は、当該申請等の手続のみを独立して依頼されて行った場合(例えば、倉主から依頼された外国貨物廃棄届出の手続のみを行う場合等)又は主たる手続と経常的には結びつかない場合(例えば、開庁時間外の執務を求める届出手続等)に限り適用します。
- (6) 貨物の特性、取扱量の規模等の事情により、①から⑪の料金を増額又は減額します。

- (7) 輸出(積戻し)申告及び輸入申告(輸入申告には、蔵入申請、蔵出申告、移入申請、移出申告、総保入申請、総保出申告及び輸入許可前貨物引取承認申請を含む。以下(7)において同じ。)(において、1 申告が複数の欄からなる場合の通関業務の料金表中「単位」欄の適用については、次によります。
イ 輸出(積戻し)申告の場合、3欄までの申告を1件とみなし、3欄を超える申告については、1件にそのを超える欄数5欄までごとに1件とみなして加算した件数
ロ 輸入申告の場合、2欄までの申告を1件とみなし、2欄を超える申告については、1件にそのを超える欄数4欄までごとに1件とみなして加算した件数
(8) 小包、携帯品、託送品及び別送品等の取扱料金の標準額は、料金の7割とします。
- (9) 用紙代、通関手続に要した通常の交通費等経常的経費は、料金に含まれるものとしませんが、貨物検査のための開梱運搬に要した労賃、運送料、遠隔地に所在する税関官署への申告、申請、届、遠隔地の検査、立会い又は関税法基本通達 67 の 3-2-3 の(1)に規定する特定 委託輸出申告に係る貨物の確認に要した交通費等の特別の費用については、その実費を別に請求させていただきます。
(注) 次に掲げる手続については、表(備考を含む。)(に掲げる料金を適用せず、申告・申請または届の内容等により都度お見積りさせていただきます。
イ 輸入貨物の評価に関する申告(関税法施行令第 4 条第 3 項に基づく包括申告に限る。)
ロ 特例申告(特例申告貨物(関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。下記トにおいて同じ。)(の輸入申告について併せて代理の依頼を受けた場合を除く。))
ハ 特例輸入者(関税法第 7 条の 2 第 1 項)の申請
ニ 特定輸出者(関税法第 67 条の 3 第 1 項)の申請
ホ 修正申告(輸入の許可後に行うものに限る。)
ヘ 更正の請求(輸入の許可後に行うものに限る。)
ト 特例申告貨物の輸入申告(当該特例申告貨物に係る特例申告について併せて代理の依頼を受けている場合を除く。)
チ 関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請
リ 通関検査の立会い料(検査立会いのみを業務受託する場合に限り。)